

地域振興券「なんこく生活応援チケット」取扱要領

第1条（目的）

南国市商工会（以下「本会」という）と、地域振興券「なんこく生活応援チケット」（以下「地域振興券」という）の取扱加盟店（以下「加盟店」という）は、この要領にしたがって地域振興券を取扱うものとする。

第2条（地域振興券の加盟店）

1. 加盟店は南国市内の事業者とし、本会が指定する日までに本会へ登録申込みを行った事業者とする。
2. 加盟店は本会が配布する加盟店ステッカー等を使用者に見やすい場所に掲示するものとする。
3. 加盟店の一覧は本会ホームページ等に掲載するものとする。
4. 加盟店になれない事業者は別表のとおりとする。

第3条（地域振興券の使用期限）

地域振興券の使用期限並びに換金期限を次のとおりと定め、期限を超えた地域振興券は取扱わないものとする。

1. 使用期間は、令和8年4月10日～令和8年8月31日とする。
2. 換金期間は、令和8年5月1日～令和8年9月30日とする。
3. 換金受付時間は 平日午前9時～午後4時までとする。

第4条（地域振興券の額面）

地域振興券の額面は1,000円とする。

第5条（地域振興券の使用制限）

地域振興券は第3条で規定する加盟店の商品及びサービス等の対価として使用できるものとする。ただし、地域振興券を使用することができない取引については別表のとおりとする。

第6条（地域振興券の取扱い）

地域振興券の取扱いに際しては、次の事項を遵守する。

1. 使用者が有効期限内に地域振興券を持参したときは、地域振興券額面分の物品の販売およびサービスの提供を行うこと。
2. 地域振興券を受取った事業者は、地域振興券の裏面に必ず署名か押印をすること。
3. 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに本会に連絡すること。
4. 地域振興券は現金同様に取扱うこと。但し、額面金額に満たない取引の場合には釣銭の払戻しは行わない。また、地域振興券と現金との引換えは行ってはならない。

5. 使用者から受取った地域振興券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
6. 地域振興券の盗難、紛失に対しては、加盟店の責務とする。

第7条（地域振興券の換金）

1. 加盟店が、使用者が使用した地域振興券を換金する場合は、換金申込書および使用済み地域振興券を換金指定場所に提出することとする。
2. 換金は加盟店が指定した口座に入金するものとする。
3. 換金は月に2回実施する。
4. 換金の申込締め日と振込日は別紙換金スケジュール表の日程とする。
5. 換金事務については、換金手数料は無料とする。
6. 換金については、換金期限（令和8年9月30日）経過後は受付けない。

第8条（トラブルへの対応）

使用者が地域振興券を使用した際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、キズ、その他の問題等トラブルが生じた場合は、加盟店は誠意をもって使用者との間で問題解決を図ることとし、本会はその一切の責任を負わない。

附則 この要領は、令和8年1月26日より適用する。

別表

第2条 4 加盟店になれない事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教若しくは政治団体と関わる場合又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 入札参加停止又は入札参加除外の措置等を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、又は実質的に経営に関与している団体その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- (5) 「地域振興券を使用することができない取引」の項に規定する取引又は商品のみを取り扱う店舗等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特定事業者とすることが不適当と認める者

第5条 地域振興券を使用することができない取引

- (1) 出資に係る支払
- (2) 公租公課に係る支払
- (3) 社会保険料に係る支払
- (4) 生命保険、火災保険、自動車保険等の保険料に係る支払
- (5) 振込代金、振込手数料等の支払
- (6) 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット回線料金、日本放送協会の受信料等の支払
- (7) 商品券、ビール券、図書券その他の資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条に規定する前払式支払手段、有価証券、切手、印紙等の換金性の高いものの購入
- (8) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (9) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (10) 競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券、自動車競争法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券及び小型自動車競争法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券の購入
- (11) 土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に係る支払
- (12) 金融機関への預入れ
- (13) 特定の政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するものに係る支払
- (14) 前各号に掲げるもののほか、地域振興券の利用の対象として市長が不適当と認めるものに係る支払等